

【委員会記録】

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10 時 33 分)

直ちに、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】なし

豊井経営戦略部長

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

よろしくお願い申し上げます。

南委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

喜多委員

企画総務部が2つに分かれて初めての付託委員会ということになりますので、まず新しい今日の経営戦略部ということで、その内容については本会議でも出ましたので大体は、わかりましたけれども、徳島県が始まって 140 年くらい。そして議会が始まって、それからちょっと二、三年おくれでですから、それも 140 年近くということで、長い歴史の中で、昔は多分、総務課ということで、文書館のほうへ行ってみますと、徳島県、総務課からの予算ということで、古い文書がありまして、こんな手書きしたような予算書だったので、珍しいなということで、一遍見させていただきましたが、その後、総務課が総務部になって、そして 140 年の歴史で初めて、総務部という言葉が消えました。

そして、この経営戦略部と政策創造部ということに、2つに分かれまして、実質は経営戦略部ということで、今までの総務部の大部分を引き継いで、これからの徳島県の県民のための行政が行われるということでございます。

そういう中で、実際は4月からスタートしたので、ちょっと日がたちましたけれども、徳島初の政策提言とか、いろいろな経営戦略、お役所的でないような発想で、すごくいいなと思いますけど、この経営戦略部のこれから、徳島県をどうしていくのか、どのようにしていくのかってことについてお尋ねしたいと思います。

田尾総務課長

この4月から新たにスタートしました経営戦略部について、お尋ねをちょうだいいたしました。企画総務部が

ら経営戦略部、それと政策創造部というふうに、2つの部が誕生したわけでありますけれども、私どもは経営戦略部といたしましては、県民からお預かりしております、ヒト・モノ・カネという行財政資源、いわば、企業でいうところの経営資源、これらをしっかりと有効に、戦略的に活用していくということが、我々の使命であろうと思っております。

幾つか具体的な例も挙げて御説明をさせていただきたいと思います。先ほど、ヒト・モノ・カネと申しましたけれども、まず、ヒトということと言えますならば、これは民間企業におきましても、やはり最後は、ヒトであるというふうなことが言われるように、我々行政といたしましても、やはりヒトだと思っています。人材の育成というのは、これは永遠の課題というぐらいのものであろうかと思うわけですが、中でも特に、例えば、コミュニケーション能力。民間企業でありましたら、顧客とのコミュニケーション能力、そして社内で、例えば営業と企画部門が異なる意見が出たときに、きちっとその問題を解決していく能力。これが県に置きかえて言いますならば、県民とのきちっとしたコミュニケーションを図れる、あるいは、上司と部下、同僚職員、それから意見の異なるほかの所属の職員とも、きちっとコミュニケーションが図れて県民のために成果を出せる、いわゆる課題の解決ができるような、コミュニケーション能力、そういったものが1つ大きな、人材の1つの要素だというふうに思います。

それから、例えば文書の作成能力でありますとか、法令を正しく理解して正しく執行していく能力、そういったもろもろの能力というのが我々公務員に今、特に求められていると思いますので、その辺は研修はもちろんいろいろなメニューが用意されておりますけれども、そういうことはもとより、例えばOJT、オンザジョブトレーニングと言われる、日々の業務の中で上司から部下へ、先輩職員から後輩職員へ、きちっと伝えていって、地道な営みでありますけれども、職員の資質の向上、こういうのを図っていかねばならないと考えておりまして、経営戦略部としては、人材育成するという観点から、その旗振り役になりたいと思っております。

次に、モノという部分で申しますと、県民からお預かりしている県有財産、いろんなモノがございますけれども、これを管理するというよりは、これからはもっと活用するという部分に、軸足を移しまして有効に活用を図っていくと。これも、当然の姿勢ではありますけれども、なかにはせっかく県民からお預かりしても有効に活用できていない財産もございます。活用策をいろいろ検討した暁には、なかなか新しい活用策が見つからないという場合には、それを処分する、売却するということを図って財源の確保にも努めていく。そういった、いわば攻めの公有財産の管理というものも図っていかねばならない。これも私ども経営戦略部の役割であると、旗振り役としての役割であると任じております。

さらに、カネという部分につきましては、これこそ県民からお預かりしている、貴重な税金でございます。これをいかに戦略的に活用していくか、各部において事業の見直しを不断に行うというのは、当然でありますけれども、知事も言っておりますが、歳出の中から歳入を生み出すといった攻めの姿勢、こういった視点を大事にしながらやっていると、これも経営戦略部が旗振り役を担うべきだと考えております。

ともすれば、私ども役所というのは、経営感覚がないということを指摘されるわけですが、少しでも、民間企業の経営感覚に近づけるように、県民からお預かりしている財産、これを戦略的に使っていく、その旗振り役となれるようにしてまいりたいというふうに考えております。

喜多委員

全国的に総務部がなくて、経営戦略部とか政策創造部があるかないか、まだチェックはできてませんけれども、ヒト・モノ・カネというので、今までの役所的な発想をやめて、新しい徳島県を有効に活用するということの意味で、非常に皆さんの気持ちも、どうか切りかえていただいて新しい発想で、このいろいろと難局を乗り越えてほしいなということを切に要望しておきたいと思います。

ことしの4月に、徳島新聞の2012年徳島県新しい顔ってということで、経営戦略部長、豊井部長さんのスピード感を大切にということで、メッセージともどもに部長が写真入りで載っておりますけれども、経営戦略部の先頭に立って頑張っていたきたいなと。一人一人の気持ちを結集して、この3,000人の徳島県の職員を結集して、豊井部長がリーダーとして、知事ともどもにこれからの、本当にいろいろと難問がある、一番には人口減少とか、少子高齢化とか、もういろいろありますけれども、豊井部長の抱負というか、これからどう進めていくのか、改めてお聞かせ願えたらと思います。

豊井経営戦略部長

今、喜多委員から、本年の4月1日の改正に伴いまして、経営戦略部が設けられたところでございますが、総務課長からも、お話がございましたが、私どもの経営戦略部といたしましては、やはり県民の皆様からお預かりいたしました、ヒト・モノ・カネという中でとりわけ、人につきましては、人材の育成ということで、まさに3,000人体制という非常に、スリム化する中で職員一人一人の力を最大限に発揮できるようなことが非常に重要であるというふうに考えておりますし、また、物におきましては、先ほど総務課長から申し上げましたように、今までの財産管理というよりも、むしろ積極的な活用を図ってまいるということで、効率的效果的な財産運用、活用というものをしっかり図る。それから、お金につきましては、まさに県民の皆様から税金という形で納めていただきましたお金を、最大限効率的効果的に使って、まさに歳出の中から歳入を生み出してということでございまして、ヒト・モノ・カネを県民の目線に立ちまして、南委員長を初め、各議員さんからの御指導御鞭撻をいただきながら、県民の目線に立った経営戦略部として行財政運営をしっかりと図りまして、スピード感を持って具体的な成果を出すべく一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

喜多委員

はい。よろしくお願いします。

部長のこのメッセージにも述べておりますけれども、職員関係というか、職員の人間関係、そして信頼関係ということが、大切ということを書かれておりますけれども、まさしく、一人の力より経営戦略部の全員が1つになって徳島県民のためにどうしたらいいか、何をしてもプラスマイナスあると思いますけど、現状の中でどうしたらいいかということをすばらしいこの職員の皆さんの知恵を結集して、頑張っていたきたいなと思っております。嫌みも含めてですけれども、不祥事も続きますけれども、それを乗り越えて、どうか新しい徳島県をこの新しい部で発信してほしいなということを強く要望しておきたいと思います。

次に、オスプレイのことで、いろいろと最近、突然ですけれども、今までも、低空飛行っていうので、徳島県でも南のほうで飛行されたということでいろいろと要望意見がありましたけれども、改めてこの飛行ルートが、5つですか、6つですか、示されて、これでこれから、このオスプレイ、そして特にこの事故率で言うと、飛行

距離、飛行時間からしたら、この事故率ってすごい高いんじゃないのかなと思います。そういう中で徳島県もその計画ルートに入っているということで、県民にとってこれ以上の不安はないのではないかと。実際は墜落ということはないとは思いますが、最近これだけ続いてフロリダからモロッコで落ちて、徳島県もこのオスプレイではないのですけれども、墜落した経過もある中で本会議の答弁でもありましたけれども、中国四国防衛局から県のほうへ来て説明を受けたという答弁もありました。改めて、その話の内容、そして状況についてお尋ねをいたします。

田尾総務課長

オスプレイを米軍が沖縄に配置しようとしている。その一連のことにつきましてでございますが、少し経緯も含めまして、御説明させていただこうと思います。

まず、本県がこのオレンジルートと呼ばれるルートの中に入っているということがわかりましたのが、この6月14日の朝刊でございました。6月14日の木曜日のマスコミ各紙に、米軍普天間飛行場への垂直離着陸輸送機MV22 オスプレイ配備に向け、米側が作成した環境審査報告書を沖縄県に提出をしたという旨が、報道されました。その報告書の中には本県を含む、和歌山、徳島、愛媛というルートがオレンジルートと呼ばれて、その上空を飛行訓練するという旨が記載されているということが、報じられておりました。で、私どもとしましては、その14日の朝刊を見て、すぐに中国四国防衛局のほうに、事前に説明をいただいていたということ、さらには、ぜひともこれ、私どもとしても詳細を知らなければ何もできませんので、まず詳細を説明してほしいという要請をいたしました。

その結果、6月の18日、月曜日でございますが、午後1時半から3時くらいだったかと思いますが、中国四国防衛局のほうから説明にまいりました。その折に、防衛大臣あて、知事名の要請書を提出したところでございますが、2点ございます。要請の中身としましては、航法経路、飛行経路でございますが、飛行経路とされた本県に事前に説明がなかったことに遺憾の意を表明いたしますとともに、2点目が、県民の安全安心の確保が最大の責務である、これ知事名の文書でございましたので、知事として政府に抗議するとともに、政府の責任において、本県上空でのオスプレイの低空飛行訓練が実施されないよう、強く申し入れを書面でもってしたところでございます。で、その際、中国四国防衛局のほうから私どもが受けました説明内容につきまして、若干つけ足しさせていただきます。

まず、MV22 オスプレイというものが、どのようなものかというのを、概略で説明を受けたところでございます。で、オスプレイとは、固定翼機と回転翼機の両者の利点を持ち合わせた飛行機、輸送機であるということ。それから、これが、現在沖縄に配備されているものとの、装備の交換をする、装備の更新するものであるということ。それから、オスプレイの運用状況とか安全性等についての説明を受けた後に、本県とのかかわりの部分についての説明を受けました。

それによりますとルートとしましては、本県上空がオレンジルートと称される低空飛行訓練のルートに含まれていること。

それから、飛行経路としては低空飛行訓練では地上高度、500 フィート、約 150 メートル以上の高度で飛行すること。

それから、頻度としましては、日本上空に設定されている6本の低空飛行訓練ルートを、年間で計 330

回飛行する予定であると。それから、ルート当たりいたしますと、その頻度は1訓練ルート当たり 55 回、年間 55 回飛行する予定であるということ。さらに、飛行時間帯でございますが、飛行訓練のうち 28%は夕刻、19 時から 22 時。4%は夜間、22 時以降に行うこと。

それと開始の時期ですが、飛行訓練開始の時期は現在のところ、未定であるということ。それから、安全性という部分につきましては海兵隊航空機の平均を上回る安全記録を示しているということ、などにつきまして説明を受けたところでございます。

喜多委員

はい、ありがとうございました。

6ルートでその中のオレンジルートが、和歌山、徳島、愛媛ということで、150 メートルの高さ、ちなみに、東京タワーが 333 で、今度のスカイツリーが 634 で、ほんとに 150 メートルというと、顔が見えるというか、手が届くというか、そのような感じで危険この上ないというか、騒音とともに、すごい低さ、今までもそうだったと思いますけれども、今度は特に墜落の可能性も秘めたオスプレイが上空を飛行するということで、ほんとにこう、危険というか安全安心からほど遠いということで、いろいろ日米の関係で、安保条約との関係もあって難しいとは思いますが、せめて、墜落しても県民に被害が出ないように、国民に被害が出ないように改造ができないものかと思えますけど、まあ、それは向こうの決めることで、徳島県としたら、要望しかできないものかと思えますけれども、今までも飛んでいたけど、これからも年間 55 回ということで、330 回の中でということで、ほんとにこれ、どうにかならないのかということを思いますが、どうにもならないのですかね。

それと、これからは特に説明がありました、和歌山、特にオレンジルートでだけでいうと、和歌山、徳島、愛媛ということでありますので、その協力っていうか、要望書も徳島県単独で出すのではなくて、例えば3つの知事が連名で出すとか。もし、できるのであればより効果があるのではないかと思いますけれども、仕方がないことは仕方がないのかもしれませんが。さらにどうにかいい方法がないかなと思いますけれども、もし答弁いただけるのならお願いします。

田尾総務課長

県といたしましては、県民の安全安心を守るという立場、これはもう第1でございます。一方、この報告書に掲載されている、オレンジルート、これが本県上空にあるということ。本県といたしましては、この本県上空を低空飛行するという訓練をオスプレイがすることがないように、しっかりと政府に働きかけていくということで臨んでいきたいと、強い姿勢でそういうところは臨んでいきたいというふうに考えております。

喜多委員

1回要望して終わりというのではなくて、これからも継続して機会があるごとに、要望書なりを出してほしいなということで、徳島県の県民の安全と安心を極力絶対的に守ってほしいなということを要望しておきたいと思えます。

それと、こし職員の採用。これから試験が始まって、今、受け付けがこれからでないのかと思いますけれども、去年もだったと思うんですけど、100 名の採用の予定ということで、試験を行うということを聞いてお

ります。今までも、職員の削減ということで、総数 3,000 人を目標に、知事を先頭に皆さん方も残業して大変な中を、削減に努力して、それを頑張っていたと思うのですが、この 100 人採用ということについて、今までせっかく削減ということで、頑張っていたんですけども、その経過等について、お答え願えたらと思います。

小笠人事課長

ただいま、喜多委員のほうから、これまでの職員数の削減に取り組んできた、その成果について、報告をするようにというふうなことでございます。

まず、行政ニーズということで申しますと、御案内のとおり、昨今の行政ニーズ、住民ニーズというのは、非常に複雑多様化しております。そのような中で、迅速かつ的確に、そのニーズに対応できる簡素で効率的な行財政システムを確立するためには、行政の執行力を確保しながら職員の削減に取り組んでいく必要があるかと思っております。本県におきましては、県庁全体の組織のスリム化効率化を図るために、一般行政部門の職員数でございますけれども、平成 10 年から計画的な削減に努めているところでございます。平成 10 年から 19 年までの 9 年間で申しますと、約 300 人の職員を削減したところでございます。

また、さらに持続可能な行財政運営を図るために、平成 19 年 1 月に策定いたしましたくしま未来創造プランにおきまして、平成 19 年から 23 年までの 4 年間で 200 人以上の職員の削減目標を掲げていたところでございますけれども、2 年前倒しで達成したことから、新たに目標を 100 人上積みし、300 人といたしまして、その取り組みを加速した結果といたしまして、目標を大幅に上回る 326 人の職員の削減を達成したところでございます。

喜多委員

今まで、削減ということで知事の御努力、皆さんの協力ということで、削減に努められたことについては、ほんとに敬意を表したいなと思っております。そして、逆に仕事の内容としたらだんだん毎年ふえていくように思っております。新しい事件、事故もふえますし、特に最近では南海地震対策、防災減災対策等々で仕事の内容が増えるばかりの中で、削減に努められましたけれども、それは大きく評価したいと思います。

そして、繰り返しになりますけれども、去年も 100 人超して、ことしの 24 年度も 100 人という新たな採用、新規採用ということで、今までせっかく、頑張ってきて努力されて、みながえらい目にあって、頑張ってきたのが、ちょっと心配するのですが、今後の見通しについてお尋ねします。

小笠人事課長

昨年度に引き続きまして、ことし、来年になりますけれども、採用予定数が 100 人ということで、見通しについてという御質問でございます。

まず、職員の採用ということでございますけれども、これを検討するに当たりまして、本県がおかれている財政状況、これは当然でございますけれども、これ以外でも県内の経済雇用情勢、あるいは、職員の年齢構成、それから、委員のほうからもお話がございましたけれども、いわゆる、行政課題ということで、例えば、防災減災対策であるとか、食の安全安心対策、あるいは、児童福祉であるとか保健医療、こういった分野が

非常に今求められているところでございますけれども、こういった行政課題に対する組織、執行体制などさまざまな要因を勘案しながら、職員採用数を決定しているところでございます。

特に昨今の我が国の経済雇用情勢につきましては、依然として大変厳しい状況にあると言われております。特に、若者の皆様方を取り巻く雇用環境というのは、非常に厳しいものがあるというふうに言われているところでございます。このため、来年度の職員の採用数につきましては、このような要素を加味しまして、県としても積極的な採用を行うことで厳しい経済雇用情勢を雇用面から特に、若者について、しっかりと下支える必要があるということから今年度、2年連続で3けたとなる100名程度の新規採用枠を確保したところでございます。

また、一方で国家公務員が新規採用を抑制するというふうなことでございますけれども、まさにこのよい人材を確保する絶好のチャンスであろうかと思っておりますので、これをチャンスととらえまして積極的な採用をすることで、本県のいびつとなっている職員の年齢構成の是正を図っていきたいというふうに考えます。そうすることによりまして、将来に向かって十分な組織、執行力が確保できるものというふうに思っているところでございます。

また、このように県が率先して職員を積極的に採用するということで、雇用の場の確保を図るということとともに、このようなことが県内市町村、あるいは四国の各県や関西広域連合への波及効果にもつながるものではないかというふうに思っておるところでございます。

一方でこの100人ということになれば、3,000人体制という中で、問題があるのではないかというふうなことでございますけれども、実は平成25年度に向けた100名程度の採用ということで、既にこの日曜日に、6月24日ですけれども、筆記試験については始まっておるところでございますけれども、この100名程度採用する一方で定年退職であるとか、あるいは自己都合、勧奨退職等によりまして退職される方もございます。定年退職については数は把握できるのでありますけれども、勧奨、あるいは自己都合等のことは、これ今後ということになりますけれども、そういった退職者を見込みまして、いわゆる一般行政部門におきましては、職員総数としては15名程度、100名採用しても結果としては15名程度の削減ということを見込んでおるところでございます。

まあ、今後とも事務事業の消長を勘案しながら組織執行能力の向上に努めるとともに、引き続きまして一般行政部門職員数3,000人体制に向けまして着実に取り組んでまいりたいと考えております。

喜多委員

決して少なかったらそれが一番いいというのではないんですけれども、絶対量の仕事が多かったら、それなりの職員数は要るんで、仕事を減らすというわけにもいかないんで極力、何をすべきか、何をしたらいけないかということの仕分けをして、県でなくても県の職員がしなくてもいいことはのけるということが大切でないのかなと思っております。絶対しなくてはいけないものは、しなくてはいけないのですから、結局は仕分けっていうかね、優秀な職員で協力してやっていくということで、できましたら3,000人体制を目標に、今、お聞きしたら15人程度削減できるということで、これからも、文字通り、少数精鋭で優秀な皆さん方によって、この80万切りましたけれども県民のために頑張っていただきたいなと思っております。

庄野委員

先日、四電の徳島支店長の岡川氏から、県議会のほうでも、この夏の計画停電のことについて説明等を受けました。そして、計画停電の可能性っていうのは、橘湾の石炭火力発電所 70 万キロワット時の、これがダウンしたときとか、あと、可能性は非常に薄いということなんですけど、もし仮に計画停電ということになると、県庁の職場にも非常に多くの影響があるなというのを感じました。その中で、県の庁舎としては本庁舎のみ。あとは病院とかは通電していただけるということになっているんですけど、きのうの公安委員会の話でも警察署も停電の範囲の中に入ってます。その地域の信号機も停電になるということで、非常に大きな影響を与られます。計画停電にならないようにみんなで努力しなくてはいけないなということは、これ、県議会のほうでも我々もひしひしと強くその思いっていうか責任があるなと感じました。

そこで今回、計画停電にもしなった場合に本庁は通電していただけるということなんですけど、県庁舎ということになると、全体的には危機管理部ということをお聞きしてるんですけど、例えば、管財課のほうで新蔵合同庁舎でありますとか、あと保健所でありますとか、その庁舎の管理上、計画停電がもし実施された場合に庁舎管理としての対応、仕事の遂行の部分も含めてどのようなことが、今、考えられておられるのかということ、対策をお聞きしたいと思います。

藤本管財課長

計画停電が実施された場合の本庁舎、合同庁舎の対応についての御質問でございますが、先週末、6月22日の夕方に政府のエネルギー環境会議のほうから、計画停電実施の説明がされまして、それを受けて四国電力のほうから計画停電を行う場合の内容が示されました。先ほど委員からお話がありましており、四国電力によりますと、いろんな条件が重なった場合であって、計画停電を想定されるケースとしては、実施の可能性は極めて低いという説明でございましたが、万が一計画停電が実施された場合の備えが必要でございますので、県のほうでは、22日の19時から危機管理部が主催しまして、危機管理会議が開催され、計画停電への県としての対応といたしまして、計画停電が県民生活や企業活動などへ甚大な影響を及ぼすことから、何としても回避するため攻めの節電対策を実施すること。それから、計画停電は危機管理の観点から県として取り組む計画停電対応を検討しておき、万が一の場合には迅速に実施するという考え方のもとで、危機管理部が中心となって全庁的にその対策に取り組んでいるところであります。

危機管理部のほうからは管財課が所管する庁舎の関係で、本庁庁舎とかそのほか旧の合同庁舎の関係でいいますと、まず、計画停電対象とならない、対象外になるところがこの本庁庁舎。それから、吉野川庁舎。それから、西部県民局の美馬庁舎、三好庁舎。これが計画停電の対象外ということ聞いております。

それから、一方計画停電の対象となるのが、東部徳島庁舎、いわゆる新蔵にあります徳島同庁舎。それから、南部県民局の阿南、美波庁舎。これが計画停電の対象ということで伺っております。

計画停電の対象となる合同庁舎につきましては、自家発電装置により非常用電源は確保されておりますが、平常時と同様の電力供給ができませんで、計画停電時の具体的な対応、詳細につきましては、各庁舎の状況も踏まえましてそれぞれ庁舎の管理者において検討や準備などの詰めを行っているところでございます。管財課といたしましても、各庁舎の管理者と連携をとりながら、しっかりと対応を図ってまいりたいと考

えております。

また、本庁庁舎などは計画停電の対象外となっておりますが、県、みずからが率先して節電に取り組むということが非常に重要なことですので、計画停電の対象とならない本庁舎などにおきましても、この7月からあわ・夏時間における節電対策の取り組みを積極的に進めますとともに、また万が一、電力状況が逼迫する事態が生じた場合には、さらなる節電対策を徹底して実施するよう準備を進めているところでございます。

庄野委員

はい。よくわかりました。計画停電ということが、もし仮に実施されるということになりますと、非常に影響が大きいなとつくづく説明を受けて感じました。まあ、そうならないように、電力会社のほうも非常に努力していただいておりますけれども、我々の責務としても余分な電力は使わないということ。

それと県民の皆様方にも県民環境部でも申し上げましたけれども、やっぱりそうならないように、みんなで節電をしていくという意識を高めていけるようなことを、していかなくはいかなというふうに思いました。

それと、先ほど、喜多委員のほうから、職員の削減のことが言われましたけれども、かなり大幅にここ10数年で削減されております。それに伴って、業務的にはやはり複雑化する行政ニーズ、それから各市町村との連携、地方分権のいわば進行に伴って、やっぱり広域連合の加入等々もありますけれども、かなり職員のほうも業務的には厳しいというふうにも、私の調査でもお聞きをしておりますけれども、業務はやっぱり進めていかなければいけませんけれども、しかしながら、やはり、恒常的な超過勤務というのはやっぱりこれは防いでいく必要があると私は思っております。健康的な面でもそうでありますし。

それからあと、今、節電のことは言われましたけれども、やっぱり超過勤務をするということは、本庁舎、夜に電灯がとまりますので、これは県民から見れば節電節電と言いながら、いつまで電気がとまるんじやというふうなことも言われかねませんので、いろいろ考えられておりますけれども、あわ・なつ時間等々の徹底、それとあと、節電をするという意味でも超過勤務のこれもさらなる縮減を私はするべきだと考えますけれども、そこの対応はどうなっておりますでしょうか。

小笠人事課長

ただいま、あわ・なつ時間実施とともに、超過勤務の縮減についてどうするのかと御質問をいただいております。超過勤務の縮減そのものにつきましては、例えば、家庭生活の充実であるとか、社会参加の促進、さらには職員の健康管理という観点から、また働きやすい職場環境づくりという観点からも、非常に重要なものであるというふうに考えているところでございます。あわ・なつ時間につきましては、昨年に引き続き、ことしも実施するわけでございますけれども、昨年のあわ・なつ時間の実施に合わせまして、超過勤務の縮減ということで、それぞれ取り組みを強化してきたところでございます。

具体的に申し上げますと、まず1点目が超過勤務縮減強化月間ということで、8月を超過勤務の縮減に努めるというふうなことでやってまいりました。

それから、ノー残業デーの徹底ということで、毎週水曜日をノー残業デーということにしておりますけれども、このノー残業デーにおける管理職の職員が施錠をするということや、管理職が、職員の勤務状況で、どう

いった仕事でどんなことをしているのかということも含めまして、マネジメントを行うというふうなことを徹底いたしました。

それから、お盆期間でございますけれども、いわゆるノー残業ウィークということで、これを徹底してお盆期間については努めて早い時間に帰ろうということを実施したところでございます。

それから、もう1点、先ほど水曜日がノー残業デーということを申し上げましたけれども、それぞれ所属の実情に応じまして、プラスワンということで、もう1日ノー残業デーを追加設定し、これを徹底的に守っていこうというふうな取り組みをいたしたところでございます。

ただ、委員からお話ございましたけれども、要は仕事そのものを減らす、いわゆる効率化するというのがまず重要であるということで、いわゆる業務の棚おろし等によりまして、それぞれの職場の業務改善、こういったものを図りながら、取り組んできたところでございます。

その結果といたしまして、昨年1年、あわ・なつ時間の期間でございますけれども平均の超過時間数は若干増加してございます。残念ながら増加しております。その理由といたしましては、1つはいわゆる震災対策ということで、被災地に対する派遣であったり、あるいはセシウムに対する対応、そういったものに時間を要したということが1点あるかと思います。2点目としましては、昨年は7月、8月、9月と台風がそれぞれ上陸いたしました。ということで、台風等の自然災害に対する対応ということで、かなりの時間を要したことによりまして、結果として超勤そのものは若干増えておりますけれども、例えば、年間1人当たりの長時間超過勤務者、そういったものの職員の数は減少するなどの一定の成果も見られたところであろうかと思っております。

平成24年度につきましても、昨年のあわ・なつ時間に合わせて実施しました、超勤の縮減策、これに加えて私どものほうで、超過勤務の多い所属にはそれぞれ、具体的にその理由等も含めて改善策も含めましてヒアリング等を実施するなどによって、せっかくこういったあわ・なつ時間をつくって半時間早く来て早く帰ろうという取り組みでございます。その余った時間をそれぞれ余暇という形で有効利用していこうという取り組みでございますので、その中で超勤して結局変わらなかったということがないように最大限努力してまいりたいと思っております。

庄野委員

よくわかりました。そこはやっぱり、サービス残業というのと持ち帰り残業というのは、これはやめていただきたいと思います。ないだろうなと思いますけれども、やはりきちんと職場の中で仕事はするときには、きちんと職員もそのした分は評価をするというふうなことでないと、ほんとに、統制というのがとれなくなると思いますのでそこらはお願ひしておきたいと思います。

とりわけ今、データが電子化してて、例えば、家で持ち帰って仕事しようとしても、やっぱりかなり重要なデータとかを持ち帰って家のパソコンでするってことは、これはいけないってことでしょ。ですからそこらデータ管理上の部分も含めて、やっぱり仕事は持ち帰り残業っていうんでなしに、決められた、もしどうしても残業しなくてはならないときには庁舎の中で、きちんと自分のデスク、自分のパソコンで業務を完了してから帰ると、いうことはもう重々おわかりかと思いますが、徹底していただきたいなというふうに思います。

それと、もう一点は、職員の健康管理のほうは十分労働安全衛生の徹底も含めてやられていると思います

けど、以前この委員会でもお聞きしたことがありますけれども、行政を遂行していく、サービスを提供していくということは、これは幾らパソコンが普及しても、やっぱり人間です。人間が直接出向いてお話したり、いろんな行政を遂行していく上で人が宝でございますので、やっぱりその人がダウンするようなことがあれば、戦力が非常にほかの方にも過剰にかかってまいりますので、チームとしての県職員の事務の遂行を周りの人がちょっと健康も気を遣いながらするっていうのが、私は職場だと思いますので、そういう中に風通しの良さも含まれてくるんだろなというふうに思いますので、職員の健康管理にもメンタルな部分でお休みになるというふうなことがあれば大幅な戦力ダウンにつながっていきますので、そこらの対策についても徹底をお願いしたいというふうには思います。

豊井経営戦略部長

今、庄野委員から、職員に対する健康管理も含めまして一人一人が働きやすい職場環境づくりをしっかりと取り組んではどうかという御質問をいただいたわけでございますけれども、まさに御指摘のとおりでございます。先ほど喜多委員からもお話がございましたように、不断の行財政改革という中で 3,000 人体制の中で、行政の執行力を確保しながら、職員数の削減に取り組んでいるわけでございますけれども、そうした中で何と申しまして県勢の発展のため県民福祉の向上のためには職員一人一人の力を最大限発揮していくというのが非常に重要でございます。そのためには、まさに働きやすい職場づくりということでございまして、その中には人事課長が説明申し上げましたように、超過勤務の縮減もございますし、しっかりと健康管理ということに各所属におきます管理職員が意を用いること。それから、日ごろ中で十分なコミュニケーションをしっかりとっていくということも大事になってくると思いますので、今委員からお話がありましたことも踏まえまして健康管理も含めまして、各職場におきまして風通しのいい職場づくりに一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

古田委員

関連して、1つは計画停電をどうしても阻止するために私からもお尋ねをしたいと思うのですが、昨日の徳島新聞では5月の電力の買い取りですか、それがだいぶ減ってきていると、徳島の場合は 3.6%減、香川が 4.0%減、高知が 2.9%、愛媛は 2.8%減というふうなのが載っていたのですが、こうした、ほんとに県民全体が、今、節電をしようと、やっぱり危険な原発はやめて自然エネルギーへの転換とか、みんなで力を合わせて節電をしようではないかという意識がだんだんこう広がっているのではないかなというふうには私は思うのですが、その取り組みに対して今、県はどのように受けとめられているのか、まず、お伺いしたいと思います。

藤本管財課長

今、古田委員のほうから、節電の関係で御質問をいただきました。節電の関係につきましては、昨日 25 日に、四国地方の3カ月の長期予報、3カ月予報が発表されたところでございますけれども、それによりますと、ことしの7月から9月までの3カ月の気温というのが、平年並みの確率が 40%、それから高い確率が 40%、というふうなことで言われております。

県といたしましても、節電に積極的に取り組むということで、先ほどからもお話がありましたとおり、7月からあわ・なつ時間ということで積極的な取り組みを進めていくことになっておりまして、徳島県の節電目標というのも、本庁舎では、昨年度もあわ・なつ時間に取り組んでおりますけれども、昨年度の実績を踏まえて、さらにその暑かった平成 22 年度の 12%以上の実績を最低目標として、本年度から新たに節電強化時間ということで、午後2時から4時を節電強化時間と位置付けて集中的な節電対策ということで一昨年の 14%以上の節電を目標といたしております。

また、本庁舎以外の対象庁舎、あわ・なつ時間の実施庁舎につきましても、ことし初めて、あわ・なつ時間を実施するというので、勤務の 30 分の前倒しとか、あるいは節電強化時間における集中的な節電対策の取り組みをすることによりまして、平成 22 年度比で 10%削減ということを目標に節電目標としております。

それで、この節電目標の達成に向けまして空調の弾力的な運用、あるいは照明も今年度新たに午後2時から4時まで、この節電強化時間においてエレベーターホール付近で、LED照明をつけまして、かわりに、エレベーターホールや廊下の照明を全面消灯するとか、あるいはコピーにつきましては、午前中、または夕方にピーク使用しまして、節電強化時間におけるコピー機の稼働を極力抑える。

それから、照度が確保できることが前提でございますけれども、各執務室における窓際の消灯を行うとか、あるいは電気ポットの使用の自粛を行うとかいう形で、こういう節電強化時間を中心に徹底した節電対策に取り組んでいくようにしております。

こういう形で、来庁者への配慮も行いながら計画停電などの事態を回避するために県としても率先的に節電に取り組んで目標達成に向けて行動してまいりたいと考えております。

古田委員

さまざまな細かいところまで配慮されて取り組みを強化するという方向で、取り組まれるというふうなことですばらしいと思いますが、それと合わせて今年度、そのあわ・なつ時間の事前にいただいた中で、取り組みの拡大ということで、市町村への呼びかけ、事業者への呼びかけ、県民への呼びかけ、また、国及び他の都道府県への呼びかけというふうなことで、さまざまところで広げていくというふうなことを打ち出されておりますけれども、こうした点については去年と比べて進んでいるなというふうな点はあるのでしょうか。

小笠人事課長

本県のあわ・なつ時間の取り組みについて、その拡大の状況はどうかという御質問でございます。実は古田委員のほうから事前委員会におきましてもそういった取り組みを進めるようにというふうなお話ございましたけれども、本県、いろいろ工夫をしながら、例えば、昼休みをもとに戻して、住民サービスに努めるとか、あるいは、節電強化時間ということで、現に必要な時間にピークカットということで、2時から4時について節電に努めていくというふうなことで、いわゆる取り組みやすい方法ということで制度設計をさせていただいているところでございます。

それぞれにいわゆる働きかけということになりますと、経営戦略部でなくて、それぞれ関係課のほうで働きかけをしていただいております。例えば、市町村とかにつきましては県民環境部のほうでしていただいているというふうに伺っております。

あわ・なつ時間そのものについて、聞くとくところではあわ・なつ時間、県と全く同じやり方ではないのですが、いわゆる節電ということにつきましてはそれぞれ市町村におきまして非常に危機感を持っているということ、また県の取り組みを踏まえまして、それぞれ工夫をこらしながらやっていくというふうに伺っているところでございます。

また、県外ということになりますと、関西広域連合の関係府県におきまして、サマータイム、いろいろやり方は違います。昼休みをずらすとか、あるいは本県みたいに勤務時間そのものを前倒しする、あるいは関西広域連合ではございませんけれども、例えば奈良県なんかですと今、土日休みのところを、日月休みにするというふうなことも報道されておりますけれども、いろいろな工夫をしながら、各県の実情にあった形でサマータイムを実施することによりまして、節電対策に努めていく、工夫をやっていくというふうに伺っているところでございます。

古田委員

5月のこの売電電力販売を見ると、県民の間にも節電の意識の高まりが反映しているのではないかなというふうに思いますので、さらに何としても計画停電、それは四国電力の場合、たくさんほかへも売っておりますし、そういうことはないと思いますけれども、万が一のためにもしっかり広げていただきたいというふうに思います。

次に、喜多委員からお話がありましたけれども、オスプレイの件でお伺いをしたいと思います。6ルートというふうな報道がありましたけれども、そうではないと。もう一つ、米軍からの環境審査レビューの中は、入っているのに外されて、その防衛省が出しているという説明にも、きちんと書かれていないというふうなところで、ブルー、グリーン、オレンジ、ピンク、イエロー、パープルのほかにブラウンのルートがあるということがだんだん明らかになってきたんです。これは中国地方を通るルートです。ここのルートは人口密集地が多いです。それから、島根県のほうでは、測定器をよく通るルートには設置をして監視をするとそういうふうなこともあってわざとにこれを外したのではないかなというふうに報道、中国新聞などでも報道されているんですけど、このことはつかんでおられますか。

田尾総務課長

委員からお話ございました、ブラウンというルートにつきましては私も新聞では見ましたが中四国防衛局からは聞いておりません。

古田委員

これは米軍のほうから来た英語版です。私も読めませんが、この中で不思議に思われる箇所があるんですね。それはルートを示すところでイエローアンドと書いてね、わざとにその次を消してあるわけです。だからこの後へブラウンというのが書かれていたのではないかと。それともう一つはいろんな時間などを示すところにブラウンというのがコース名で入っているんです。

ということから沖縄の海兵隊の司令部、そこに私どもの新聞赤旗がそこへ聞いたわけです。そしたら26日までに回答がありまして、6ルートと別にブラウンルートでも実施される可能性があるというそういう答弁が

届いたんです。ですからここは岩国基地にも大変近いところで、すごいたくさんの低空飛行が見られるというふうなところなんですね、広島県とか島根県とかそういったところです。

ほんとにこの6ルートの上にもう一つブラウンルートも低空飛行をされるというふうなことになりましたら、もう日本のあらゆるところですよ、ブルーというのは新潟から長野です。グリーンが青森から福島、オレンジが今お話にありますように和歌山から徳島、高知を通る場合もありますので高知愛媛ですね。それからピンクは青森から新潟、イエローが九州北部。そしてパープルが沖縄本島北部鹿児島トカラ列島、こういうことですね。

それとブラウンが中国山地を通るということになりましたら、これは低空飛行ルートを示しただけであって、そのそれまでに行くところっていうのは日本国中通るわけで、もう危険なこんなオスプレイが日本を我が物顔に低空飛行をするということになってしまうわけです。

ですから、県が確かに部長も本会議の答弁でも言われました。素早い対応をして各県がまだ要請書を出さないうちに抗議と徳島上空は飛ばないようにというふうな要請書を出されたのはこれは評価したいと思えますけれども、それではだめだということがこういうことから示されているのではないかと思うのですけれども、その点はどのように受け取っておられるんですか。

田尾総務課長

本県としましてはやはり県民の安全安心、これを守るのが最大の責務でございますので、オレンジルートが本県の上を通りますならば、それはその本県の上を通っていただきたくないという申し入れをするというのが本県の態度であるというふうに考えております。

古田委員

それはおかしいですよ。今、節電対策やはみんなで一緒にやりましょうよということで、四国の知事会とか関西広域連合とかそれから国へも提言するというで同じような問題を抱えているところとは知事が一緒になってやっているじゃないですか。自然エネルギーへの協議会にしたっていろんなところと力を合わせているじゃないですか。それから地震津波対策でもその沿岸部の知事さんと一緒になって国に要望されたり、いろいろされているじゃないですか。これ外交の問題というふうに片づけたらだめですよ。アメリカの言いなりでいいんですか。そのことが問われていると思いますよ。部長いかがですか。

田尾総務課長

本県としましては、やはり繰り返しになってしまいますけれども、沖縄に配備ということはございますけれども、本県では上空を通過するというでございまして、本県は本県の守備範囲の中でしっかりとそのことは政府に対しては申し入れをしていきたいと考えております。

古田委員

これ防衛省のほうがその米軍からの環境審査を持ってきたのを防衛省がこういうものでしたよと言うて、まとめたものですが、これは私はオスプレイの配備を認めるような、そういう方向でのまとめ方だと思いま

す。

例えばその今までの安全性のことでアフガニスタンで2010年の4月に4人の方が亡くなっておりますけど、そんな事故などは書いてありません。そうしたこと、それからまあいろんなところを見ても安全だということをはんとにこのオスプレイが輸送のために大変いいものなんだと、たくさん飛行距離ができるし、それからたくさん物が運べたりいろんなことができるというふうなことでほんとにいいものだということばかりを、強調するようなそういう報告書になっていると思いますよ。

私はほんとにこの書いてあるものすべてを今回初めて6ルート公開をしたわけですけども、そういったことをきちんとつかむということは、すごい厚いんですけども、その沖縄の海兵隊のホームページを開ければ、その報告書が全部ホームページに公開されているということです。すべてそれを取り出して、県の担当者、その英語で書かれた部分をきちんと私は翻訳をして、そして知らせていただきたいというふうに思います。

アメリカの本土では、ニューメキシコ州キャノン空軍基地で計画されていたオスプレイの低空飛行訓練が住民の要求によって棚上げされているんです。再検討される事態になっているというふうな状況があるのですね、この日本ではあれだけ米兵が36人も亡くなるような何回も何回も事故を起こしているそのオスプレイの配備をそれは人的ミスだよとそんなモロッコの分でも人的ミスですわと、オスプレイそのものには問題がないやいうてね、そんなことを言って配備をしようとしています。

日本政府はアメリカに対してものが言えないわけですね、ですからほんとそこところは県民の安全安心を守るという点からもこの配備に反対するというので、徳島県が力を発揮してほしいと思うのですけどいかがですか。

田尾総務課長

やや繰り返しになる部分がございますけれども、本県といたしましてはやはり本県上空を通過するということが何よりも、県民の安全安心の観点から言いますと心配なところでございます。委員御指摘のように、事故も何件か報告されておりますけども私どもといたしましてもその部分、事故が繰り返し報告されているオスプレイ、これが本県上空を通過するということが非常に県民の安全安心を守る観点から不安であるという強い懸念を示しまして今回要請書を出しておるところでございますので、本県としても情報は逐次収集いたしますし、いろんな動きを注視していく中で時宜を得た適切な対応をしてまいりたいと考えております。

古田委員

具体的にどのようにされていくのか、その時宜に応じたとおっしゃいますけど、町役場から連絡を今の米軍の低空飛行と同じだと思うのですけど、町役場のほうから連絡が来ないと県は知らなかったということになっているんですね。

5月1日に海陽町のほうを通過して高知を通過して低空飛行訓練があったんですよね。そのことは県は全く知らない。だけど他県ではね、注視しているところではそれ知ってるんですよね。そんなことがあったんですよ。5月1日に報告をうけてますか。それと、具体的に県はただ町役場それぞれのところから待つだけでなく、前にも私はお願いしましたが、県職員あの南のほうにおられる県職員の方たくさんおいでだと思います。そ

れからあの学校の先生方、いろんな方、町役場の方々そういったいろんなところに連絡網を監視も広げて、ぜひとも協力を呼びかけると、こういったこととか、それとか島根県ではね、広がりがましてあまりにもひどいというふうなことで、2市3町に騒音測定器を設置をすると、それで、夜間などにも対応できるように24時間体制でそれを記録をするということで、しているんです広がっているんです、取り組みが。

そういったことも考えるならば県としてもなんらかの具体的につかむ、そういう対策をしなければいけないと思うんですけれどもいかがですか、少しでも前進してますか。

豊井経営戦略部長

米軍飛行機による本県上空の飛行についての通報のあり方についての御質問であろうかと思いますが、今本県におきましては市町村等との連携を十分に図るということで、毎年4月に県から各市町村関係者に対しまして、米軍機と思われる低空飛行の目撃情報につきまして県に連絡してくるよう依頼を行っているところでございます。

この依頼に基づきまして平成21年度には7日、平成22年度には9日、平成23年度には15日それぞれ市町村役場から目撃情報が寄せられておりまして、その目撃情報に基づきまして県におきましてはその都度外務省を通じて政府から米軍に対して低空飛行訓練の中止を求めるよう要請を行っているところでございます。

また、先ほど5月1日のお話がありましたけれども、5月1日の情報につきましては現在のところ私どもとしては承知をしていないところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、騒音測定器の設置の件につきましては私どもが把握をする限り現在のところ四国内では設置はされていないというふうに承知しているところでございますのでその点につきましてもご理解願いたいと思います。

古田委員

しなさいというのに、測定器の設置をしたらどうですかというのによその県がしてないからしないということなんですね。ほんとにね、県民の安全安心を守るという立場に立つならね、このオスプレイの配備に反対をしなければそれは回避できないと思いますよ。そこのところをぜひお考えいただきたいというふうに思います。

それと知事は先ほども言いましたけれども、いろんな問題で連携するのが好きじゃないですか。そういった点でも外交の問題だというふうにしてしまわないで、これは日本国民みんな一緒ですから徳島県だけよければいいというのでは違うんですから。

それと山口県には分遣隊が配備されるんです。ただ立ち寄りだけでないんです。滞在、ちょっとの間滞在すると違うん。分遣隊が配備をされるということはそこからどんどん飛ぶってことですよ。ですからこういう状況も加味して、ぜひ他の知事とも力を合わせてですね、このオスプレイの配備それから米軍機の低空飛行訓練そういったことに対しても臨んでいただきたいとお願いをしております。

元木委員

先ほど経営戦略部の成り立ちですとかいろんなことで御説明いただきました。田尾課長がおっしゃられましたとおり、まさに県民の方々と顧客とみなしていか、県民へのサービス水準を上げていくかといったことや、県の職員の方々それぞれに経営感覚を身に付けていただくというようなことが大事であると実感をしたようなところでございます。

最近では公務員による政治活動の問題ですとかさまざまな職員の方をめぐる問題があつて職員の方々をあまりにも縛り過ぎると、かえって角をためて牛を殺すということで、大局を見失って大きな成果が上げられない場合もあるんじゃないかなと憂慮いたしておるようなところでございます。

こういう中で本日は3年強ほど前になるんですかね、元人事課にあつた不当要求への対応ですとか監察業務、通報対応等を担っておられた部分を監察局を設置をするという形で、新たな知事直轄の弁護士さん警察も入れた組織を作られて不祥事からの脱却というようなことで新しい船出を迎えられた、この監察局について伺いたいと思います。まずこの度の本会議の代表質問におきまして寺井議員のほうから鳴門の問題の不当要求に対する県の対応、方針等ただされたというような御質問がございまして、その中で、知事のほうからも職務の公正さの話ですとか弁護士会、市長会等と結束をして取り組んでいきたいというような力強い方針をいただいたわけでございます。こういう中、監察局においてはこれまで不当要求に対応するためにどのように取り組んでこられたのか伺いたいと思います。

板東監察局次長

本会議の答弁でもございましたけれども、不当要求に対しましては組織的な対応が不可欠と言いますか、肝要でありますことから、本県におきましては平成19年4月の長崎市長襲撃事件を契機といたしまして、同年、不当要求行為等対策要綱を策定するとともに庁内組織を立ち上げ、さらに、委員から話がありましたけれども、県内の関係機関と連携協力を図るということで、県不当要求行為等対策連絡協議会を設置するなど、官民を挙げて不当要求に対抗する姿勢を打ち出してきたところであります。

こうした中、監察局の実態的な役割といたしましては各所属からの不当要求に対する報告、相談等を受けまして、それぞれの事案に応じまして指導助言それから支援等を行ってきたところであります。

その結果、監察局設置以来今回の事案も含めまして4件の知事報告、それから知事報告まで至りませんが、22件について対応を図ってきたところでございます。また県職員がこうした不当要求に対しまして適切に毅然とした対応ができるよう研修を実施しておりまして副課長等の責任者研修、それから一般職員に対しましての啓発研修ということで、昨年でいいますと12回、約600名の参加を得ております。

さらに教育委員会等から講師等派遣要請がございまして、それに対して講師を派遣することで不当要求に対する理解を広げております。昨年度でいいますと約400名弱の参加を得てきたところでございます。

さらに不当な働きかけというのが同じような形でございますので、それにつきましては職務に関する要望については相手方の署名を求めるといった形での適正な対応をルール化するということでの働きかけ対応制度につきましても改善を図っていくということで不当要求行為に対する的確な対応というのは図られてきていると思います。不当要求を原因とする不祥事の抑制につながってきたのではないかとこのように考えております。

元木委員

この部分というのは、まさに県の方々を不当な要求ですとか危険なお客さん、先ほどの顧客という言葉を使えば、顧客の中にもまあ危ない方もおいでましてそういう方から職員の方を守るという意味で本当に効果のある取り組みなんであるなと実感をしているようなところであります。

ただ一方におきまして本来そもそも監察ができた経緯というのがやはり職員の中で不祥事が起こって、まあそれをどうするかというようなところがきっかけでありまして、昨日の公安委員会でも申し上げましたけれども、もともと警察にあった監察という考え方を県の中にも取り込んで、そういった不祥事職員の方が起こす問題というのを未然に防止していこうというのが本来の役割なのかなと思っておるようなところでございます。

まあ3年という期間が監察局ができてたったわけでございますけれども、本来業務である監察機能ですとか通報がどの程度あってどういった対応をされたのかということについて総括的な話をいただけたらと思います。

板東監察局次長

委員から3年間の総括的な成果効果についての御質問であります。今委員のほうから話がありましたように、不当要求に対応する形につきましては監察局というのは職員を守り信頼される立場ということになるだろうと思いますが、そのほか、監察につきましては予防的な見地から定期監察それから随時監察を行うことによりまして職員に緊張感をもっていただく、そういった存在である。それから、職員等からの通報への対応を行うことによりまして不心得な職員からは恐れられる存在であること、といったことが求められているところであります。

このため、定期監察につきましては平成 21 年度、22 年度につきましては勤務の管理状況それからコンプライアンス推進への取り組み状況などを監察し、昨年度はこれに加えまして生活保護システムにおける個人情報の管理状況など、具体的な業務のあり方について監察を実施しております。

また、病院局職員の不祥事に伴いまして昨年4月不祥事根絶策において制度運用に係る重層検証体制の構築が位置づけられたことに伴い、監察局におきましては物品購入手続き及び情報セキュリティについて随時観察を実施しておりまして、こうした監察の実施によりまして職員の間に緊張感をもっていただいたのではないかと考えております。

一方、お話がありました通報制度につきましては、監察局のほうで一元的に管理すると平成 20 年 12 月 26 日に監察局が設置されたわけですが、そうしたことから一元的に対応するという。それから通報者の範囲につきましては単に県職員だけでなく県民の皆様も加える。さらに職務外の非行・信用失墜行為についても通報対象事実に加えるといった対象範囲の拡大、制度の拡充を図っておりまして、こうしたことによりまして監察局設置後、昨年度末までに 225 件の通報を受け付け 64 件を受理、このうち通報内容が違法不当ということで知事報告した案件が4件、違法不当とまではいえないけれど改善を要するということで 10 件の指摘をしております。

また、通報以外の形で監察局の職員が外部からの情報に基づきまして職員の間に不適正事案があるといった情報があれば対応しておりまして、そういった部分につきましては昨年度までに3件を非違行為があっ

たとして知事報告をいたしているところでございます。

こうした通報制度の拡充や通報への対応につきましては不心得な職員の抑止につながっているのではないかなというふうに考えております。こうした取り組みにより、職員の不祥事の温床あるいはそれにつながる恐れにつきまして事前に排除、あるいは改善を図ることができ不祥事防止に一定の効果を上げているというのではないかなというふうに考えております。

元木委員

一定の効果を上げておるといふことで具体的な数字も示していただきました。職員に緊張感ができたというような答弁がございました。人事課時代と比べて監察局の設置によって職員間にいい意味での緊張感が生まれたらいいとは思いますが、悪い意味での緊張感があつた場合もあるのかなと推測しております。

私の個人的な意見としてはあまり職員の方を監察するということで厳しくチェックし過ぎると、かえって公務能率の低下につながって公益性の低下にもつながる恐れもあるんじゃないかなということを憂慮いたしているところでございます。これまでの3年間の成果と反省等を踏まえて、今後監察局長としてどういった決意で取り組んでいかれるのかということをお伺いいたします。

数藤監察局長

先ほどから監察局の3年間を振り返ってということで御質問いただきまして、その今後の取り組みについての抱負をという御質問でございます。

これまでの3年間の取り組みにつきましては先ほどから、板東次長のほうで説明させていただきましたけれども、監察局としての最終的な成果っていうのはやっぱり不祥事の根絶でありまた不祥事の防止であると。

それからもう1点は不当要求に対して職員を守ることです。公正で公平な職務執行ができるというようなそういう環境づくりでなかろうかと思っております。そういったことから、まず不当要求に対しましては実効性のある対策をこれからもどんどんとっていく必要があるんじゃないかなろうかと思っております。

それからもう1点の不祥事の防止あるいは不祥事の根絶に対しては職員の皆様方にはコンプライアンスをやはり繰り返し繰り返し知っていただくあるいは身につけていただくといったことを粘り強くやっていくということが必要ではなかろうかと思っております。

そういったことで不祥事の防止、不祥事の根絶を最終的な成果として監察局もこれから最大限の努力をしてまいりたいとこのように思っております。

元木委員

まとめに入ります。先ほど庄野委員のほうからもチームという言葉があつて、私も昔を思い出したわけでございますけれども、今もうパソコンが1人1台の時代になって個人情報保護等が大変厳しく言われている中で、個人のそれぞれの職員の方の業務の中でも、個人個人で完結してしまうような仕事がふえてきているのではないかなという気が私自身はいたしております。

そういう中で昔は上司の方がちょっときょう飲みに行くかということで飲みに誘って部下の悩みを聞いてあげたり、上司は上司の悩みを部下に伝えてとそういうところでチームワークというのが自然に育まれてそれが組織の強さにつながっていったのではないのかなと思っておるわけでございます。ぜひこのチームワークということを念頭に置きながら、いい意味での緊張感を保ちながら伸び伸びと職員の方々が勤務できる環境づくりについて取り組んでいただきますよう御要望いたしまして終わります。

南委員長

他に質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました経営戦略部、監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

よって、経営戦略部、監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第6号、議案第7号、議案第8号

次に請願の審査を行います。

お手元に御配布の請願一覧表を御覧ください。

請願第26号、北朝鮮による拉致被害者等の救出と安全確保についてを審査いたします。

本件は国への意見書の提出を求めるものでありますので、理事者に国等の動向について説明を求めます。

豊井経営戦略部長

請願第26号、北朝鮮による拉致被害者等の救出と安全確保に関しまして国などの動向を御説明させていただきます。

平成14年9月日朝平壤宣言が出され、翌10月に5名の拉致被害者の方々が帰国されました。このことを受けて平成15年1月には帰国した被害者やその家族の支援に関する、国や地方公共団体の責務を明らかにし被害者等の自立促進や生活基盤再建等に施策を講じることを目的といたします、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律が施行されたところでございます。

また平成18年6月には北朝鮮による人権侵害問題に関する国民の認識を深め国際社会と連携しつつ実態を解明し抑止を図ることを目的とする拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する

法律が施行されているところでございます。

こうした中、平成 18 年 9 月には政府は省庁横断的に拉致問題に対応していくことを目的といたしまして内閣総理大臣を本部長といたします、拉致問題対策本部が閣議決定により設置されたところでございます。平成 21 年 10 月には副本部長に外務大臣を加えるとともに本部長のもとに拉致問題担当大臣を部長といたしました関係部署連絡会議をおくなど新たな拉致問題対策本部が閣議決定により内閣に設置され拉致問題に関する対応を協議いたしますとともに、各種の啓発活動、また拉致被害者及び御家族への支援など拉致問題解決に向けたさまざまな対策が進められているところでございます。

なお既に帰国されている 5 名の方を含めまして現在政府により拉致被害者として 17 名の方々が認定されているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

南委員長

国との動向についてはただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

古田委員

私も拉致被害者の方の救出、安全確保という点ではね、大いに賛成しその解決を願うものでございますけど、この 1 と 2 は賛成ですけれども、3 の彼らの救出のために必要なあらゆる法整備を早急に進めることということで、具体的一例として自衛隊法の法改正など、在外邦人の救出を可能にする法改正をというようなことを言われている。これは救出となりますと輸送じゃなくて、救出となるとやはりあの武力行使ということを認めるようなものに、憲法 9 条に反する行為になっていくと思いますのでそれが問題だと思います。

それと 4 番の米国などに金融制裁の再発動を促すこととかいうふうなことが書かれているんですけれども、やっぱりそれは時間はかかりますけれども話し合い、6 力国協議のように、それを再開して話し合いで解決するというのが一番の道だと思いますので、この 3 と 4 は認めることはできませんので不採択にお願いしたいと思います。

長池委員

私も今の意見とほぼ同じでありまして、まあ表題にあります、北朝鮮による拉致被害者等の救出と安全確保についてこれは本当に我が国が抱える大きな問題、また拉致被害者の方並びに関係者御親族の方には本当につらい経験だというふうに認識しておりますし、解決すべき問題であるというふうに思ってます。

ただこの下の文章、要旨といたしまして 1 から 4 ございますが、今古田議員がおっしゃたように 3 番 4 番、まあ 3 番におきます救出という部分が、法改正すべきというふうな文言は、まるでアメリカの海兵隊をイメージするようなのがどうしても頭にありましてですね、戦時中のような法改正というのはいかがもんかというふうに思います。またやはり南北朝鮮半島の今、問題を平和的に統一解決することが最優先であり、また送金停止や人の往来の停止というふうな文言がありますが、私自身は正しい情報また正しい今の現状を把握するためにも一刻も早くこの北朝鮮との人の行き来をもっと再開して、現地に行ってしっかりとその情報をとって、

拉致被害者の方の情報を集めるということのほうが早く解決する手立てではないかというふうに考えますので、私はこの請願を不採択を提案したいと思っております。

福山委員

今3番4番不採択という話がでましたけど、私は1番2番3番4番全部採択でお願いしたいと思います。特に、いろんな御意見が出ましたけれども憲法改正っていうのは我が国の戦後以来ずっとなされております。そういう中でやはり今の実情に応じたような対応をとっていかねばいけないのが現実であります。

この北朝鮮の拉致被害者というにはもうほんとに何百人という数字も出ておりますしね、これに書いてあるようにほんとにこの家族にとっては大変な問題でございますので、これはもう当然のことと私は思っておりますし、あの金融制裁っていうのもやはり今、テポドンとかミサイルとか核問題とかいろんなことがいわれていきますよね。私はいろんな形の中でいろいろ6カ国協議とかいろんなこととか先ほども出ましたけれども、それなどを全く無視したような形でやられておると、やっぱり断固たる処置を私は要請すべきということで賛成ということで、採択ということでお願いいたします。

南委員長

それでは請願第26号のうち、3、4については採択、不採択とすべきとの両方の意見がございましたので、起立により採択いたします。

お諮りいたします。

本件は採択とすべきと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に1、2について、採択、不採択とすべきと両方の意見が出たということで起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は採択とすべきものと決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって本件は採決をすべきものと決定いたしました。

委員にお諮りいたします。

ただいま採択すべきものと決定いたしました、請願第26号北朝鮮による拉致被害者等の救出と安全確保については国に対し意見書を提出願いたいとのことであります。この際徳島県議会会議規則第14条第2項に基づき総務委員長名で意見書案を議長あて提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。

よってそのとおり決定いたしました。

次にお諮りいたします。

意見書の文案はいかがいたしましょうか。

それでは文案は正副委員長に御一任願います。

次に請願第 28 号の 1、ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育についてを審査したいと思います。本件について理事者の意見を求めます。

豊井経営戦略部長

請願第 28 号の 1、ひとりひとり大切にするゆきとどいた教育に関しまして御説明させていただきます。

私立学校の高校授業料減免制度につきましては、平成 23 年度までは年収がおおむね 250 万円未満の世帯にありましては、国の就学支援金交付金に上乘せする形で県独自の授業料軽減補助金によりまして授業料を実質無償とし、年収がおおむね 609 万円未満の世帯にありましては授業料の半額を助成してまいったところでございます。

今年度、平成 24 年度からは県独自の授業料軽減制度の適用を拡大いたしまして授業料実質無償化世帯の年収の下限を 350 万円未満と、一気に 100 万引き上げてましてその充実を図ったところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

南委員長

理事者の説明は以上でございます。

本件はいかがいたしましょうか。

福山委員

今豊井部長のほうから説明を受けて、まず、23 年までは 250 万以下を全額補助と。でまあ本年から 350 万幅を広げてやると。609 万まで半額補助ということで、私は大変厳しい県財政の中でよくやったなというふうに思っております。そういうことで、これは不採択でお願いいたしたいと思います。

古田委員

ほんとに雇用状況などが厳しい本県でありますのでやっぱりすべての子供たちがお金あるなしにかかわらず高校教育を受けれるというふうなことが重要だと思いますのでぜひともこれは採択でお願いしたいと思います。

庄野委員

採択。

南委員長

意見が分かれたので起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は不採択とすべきものと決定することに御賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの(起立採決)

請願第 26 号

不採択とすべきもの(起立採決)

請願第 28 号の1

以上で、請願の審査を終わります。

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(12 時 13 分)